

## 病後の登園開始届について

園児が、伝染性の病気にかかったときは、幼稚園から出席停止命令を出す（欠席扱いをしない）ことになっています。その出席停止期間の証明については、大東市の補助と大東・四條畷医師会の協力によって、主治医先生から証明書の発行をしていただけてきました。

ところが、大東・四條畷医師会と大東市・四條畷市との見直し協議の結果、今まで発行されていた伝染性疾患の「治癒証明書」が発行されなくなりました。

幼稚園では、これに代わるものとして、右面のように「登園開始届」用紙を発行して、出席停止期間の特定をすることにしました。今後、園児が伝染性の病気に罹って病院で受診した時に、“病名・登園してはいけない期間”を主治医に確認して、その内容を登園開始届に記入捺印の上、幼稚園に提出していただくようお願い致します。

### 各種伝染性病気とその出席停止期間の基準

種類	病名	出席停止期間の基準
第一種	麻疹（はしか）	熱が下がった後3日を経過するまで
	風しん（3日ばしか）	紅斑性の発疹が消え去るまで
	インフルエンザ（流行性感冒）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫れが現れた後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が固まるまで
	百日咳	特有の咳が出なくなるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えた後2日を経過するまで
	結核	医師により伝染の恐れがないと認められるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	
	流行性角結膜炎	
	その他の伝染病	

第一種の法定伝染病は、伝染病予防法によって、治癒するまで強制隔離などの規制を受けるので省略しています。

# 登園開始届

大東中央幼稚園園長 様

組

園児氏名

(感染した病気を下から選んで○印を付けてください。)

## 病名

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 1. インフルエンザ          | 7. 結核           |
| 2. 麻疹 (はしか)         | 8. 咽頭結膜熱 (プール熱) |
| 3. 百日咳              | 9. 腸管出血性大腸菌感染症  |
| 4. 水痘 (水ぼうそう)       | 10. 急性出血性結膜炎    |
| 5. 風疹 (3日ばしか)       | 11. 流行性角結膜炎     |
| 6. 流行性耳下腺炎 (おたくふかせ) |                 |
| 12. その他の伝染病         |                 |

上記病名で、令和 年 月 日～ 月 日までの間、  
欠席でしたが、医療機関 により、  
主要症状が無くなり、登園して差し支えないと診断されましたので、  
お届けします。

令和 年 月 日

保護者氏名

印